

次期男女共同参画せんだいプラン（骨子案）

1 計画の目的及び基本理念

- ・ 「仙台市男女共同参画推進条例」に基づき、「男女平等のまち・仙台」の実現に向けて取り組むべき課題を明らかにし、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定します。
- ・ 条例第3条における基本理念に沿って、男女共同参画に関する施策を推進します。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、人間としての尊厳が重んぜられること、性別を理由とする差別的取扱いを受けないこと、個性と能力を発揮する機会が等しく確保され、かつ、公正に評価されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対してできる限り影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、男女が、家庭の重要性を認識し、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職域及び地域における活動その他の活動とを両立して行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 計画の位置づけ

（1）法令上の位置づけ

- ・ 「仙台市男女共同参画推進条例」に基づく「男女共同参画推進施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画」とし、「男女共同参画社会基本法」に基づく「市町村男女共同参画計画」として定めます。
- ・ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に定める「市町村基本計画」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に定める「市町村推進計画」及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に定める「市町村基本計画」を包含します。

（2）本市の各計画との関係

- ・ 仙台市基本計画を上位計画とし、市の関連する分野別の諸計画との整合性が図られた計画とします。

3 計画の期間

- ・ 社会情勢の変化、国の動向を踏まえた内容とするため、計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

4 計画の構成

- ・ 中長期的に取り組むべき柱として8つの「基本目標」を定め、本計画の総合的かつ着実な推進を目指します。

<基本目標>

- 1 あらゆる分野における女性の多様な力の発揮
- 2 政策・方針決定過程への女性の参画
- 3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現
- 4 男性による男女共同参画の推進
- 5 配偶者等からの暴力（DV）や性暴力の根絶
- 6 困難を抱える方への支援と困難な状況に陥らないための基盤づくり
- 7 多様性の尊重と性や健康への理解・支援の促進
- 8 さまざまな分野における男女共同参画の視点の確保に向けた取り組みの推進

5 施策の方向

施策の方向ごとに掲載している事業は、現行プラン掲載事業を次期プランの施策の方向（案）に紐づけた場合の例として掲載しているものです。

基本目標1 あらゆる分野における女性の多様な力の発揮

- (1) 働く女性の多様な働き方や活躍を支援する
 - 働く女性向けセミナー及び交流会の開催
 - 企業等における女性管理職候補育成プログラムの実施（2-2 再掲）
 - 仙台市起業支援センター「アシ☆スタ」における起業支援 ○起業家への事業継続、拡大支援
- (2) 女性の活躍を支える環境づくりを推進する
 - 企業等に対する女性活躍推進の広報・啓発・支援（2-2 再掲）
 - 企業への優遇措置の導入（2-2 再掲） ○経済団体、行政等による協議会の設置
- (3) 多様な選択を可能とする教育と学びの充実を図る
 - 「仙台自分づくり教育」の推進
 - 子どもや若者に向けたキャリア形成に資する講座等の実施（4-3 再掲）
 - 若い世代を対象としたライフプランセミナーの開催（4-1 再掲）
- (4) 防災・減災に資するまちづくりにおける男女共同参画を推進する
 - 女性の視点等に立った震災復興・防災対策に関するイベント・展示・啓発の実施
 - 防災・まちづくり女性人材育成プログラムの実施（2-3 再掲） ○仙台市地域防災リーダーの養成

基本目標2 政策・方針決定過程への女性の参画

- (1) 市及び関係団体等における方針の立案や意思決定の場への女性の参画を推進する
 - 市の審議会等における女性委員登用促進 ○女性職員の管理職への登用促進と職域の拡大
 - 女性職員の活躍を支援するセミナーの実施
- (2) 企業等における方針の立案や意思決定の場への女性の参画を促進する
 - 企業等における女性管理職候補育成プログラムの実施（1-1 再掲）
 - 女性リーダーの見える化（2-3 再掲）
 - 企業等に対する女性活躍推進の広報・啓発・支援（1-2 再掲）
 - 企業への優遇措置の導入（1-2 再掲）
- (3) 地域団体や市民団体における方針の立案や意思決定の場への女性の参画を促進する
 - 防災・まちづくり女性人材育成プログラムの実施（1-4 再掲）
 - 町内会活動における担い手育成支援（4-1 再掲） ○女性リーダーの見える化（2-2 再掲）

基本目標3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

- (1) 企業等における多様で柔軟な働き方の導入を促進する
 - ワーク・ライフ・バランス推進に関するセミナー等の実施（4-2 再掲）
 - 働きやすい職場環境づくり等に取り組む企業の表彰・紹介
- (2) 子育てや介護等の支援の充実を図る
 - 保育所等整備 ○放課後子ども教室推進事業
 - 区保健福祉センターにおける高齢者総合相談・障害者総合相談 ○認知症サポーター養成講座
- (3) 市の職員のワーク・ライフ・バランスを推進する
 - ワーク・ライフ・バランスの研修の実施 ○柔軟な勤務時間の設定
 - 男性向け特別休暇の積極的な取得奨励

基本目標4 男性による男女共同参画の推進

- (1) 男性の男女共同参画に対する意識を醸成し、実践を支援する
 - 若い世代を対象としたライフプランセミナーの開催 (1-3 再掲) ○男性相談 (6-1 再掲)
 - 父親の子育て力支援事業 ○町内会活動における担い手育成支援 (2-3 再掲)
- (2) 男性の家事・子育て・介護等への参画への周囲の理解を促進する
 - ワーク・ライフ・バランス推進に関するセミナー等の実施 (3-1 再掲)
 - 男女共同参画意識の醸成に向けた市民、企業、地域への啓発
- (3) 男性の多様な生き方を可能とする教育の充実を図る
 - 子どもや若者に向けたキャリア形成に資する講座等の実施 (1-3 再掲)

基本目標5 配偶者等からの暴力(DV)や性暴力の根絶

- (1) 人権尊重や非暴力の観点からの教育の充実を図る
 - 人権教育の推進 (6-4 再掲) ○子どもの権利に関する意識啓発 (6-4 再掲)
 - 子どもや若者に向けた広報・啓発 (6-4 再掲)
- (2) DVの根絶に向けた啓発と被害者支援の取り組みを推進する
 - DV防止キャンペーンの実施 ○仙台市配偶者暴力相談支援センター事業の実施
 - 被害者の心理面の回復に向けたカウンセリング等の実施 ○被害者支援に関わる人材の育成
- (3) 性暴力の根絶に向けた啓発と被害者支援の取り組みを推進する
 - 性暴力の防止啓発リーフレット等の作成・配布
 - 被害者の心理面の回復に向けたカウンセリング等の実施 ○被害者支援に関わる人材の育成
- (4) 性別等に基づくハラスメントの根絶に向けた啓発と被害者支援の取り組みを推進する
 - 企業や学校等への出前講座等の実施 ○仙台市労働相談室における相談事業
 - 性別による差別等に関する相談

基本目標6 困難を抱える方への支援と困難な状況に陥らないための基盤づくり

- (1) 貧困などの困難を抱える方の生活や就労・社会参画を支援する
 - 女性相談事業 (6-2 再掲) ○男性相談事業 (4-1 再掲) ○学び直しを通じたキャリア支援
 - 仙台市ひとり親家庭相談支援センター事業 ○自立相談支援事業
- (2) 様々な主体と協働し、困難を抱える女性への包括的な支援の充実を図る
 - 女性相談事業 (6-1 再掲) ○困難を抱える女性への支援事業の実施
- (3) 心の健康づくりを推進する
 - こころの電話相談(はあとライン・ナイトライン) ○自殺予防対策事業
- (4) 困難な状況にあることに気づく力と生きる力を幼少期から育む取り組みを推進する
 - 人権教育の推進 (5-1 再掲) ○子どもの権利に関する意識啓発 (5-1 再掲)
 - 子どもや若者に向けた広報・啓発 (5-1 再掲)

基本目標 7 多様性の尊重と性や健康への理解・支援の促進

- (1) 性の多様性を尊重しあう環境づくりを推進する
 - 性の多様性に関する市民や企業、学校などにおける理解の促進
 - 性的少数者への相談対応等の支援 ○パートナーシップ宣誓制度の運用
- (2) 性に関する体系的な教育・啓発を推進する
 - 思春期保健の推進 ○さまざまな教科や学級活動と関連付けた性に関する指導の実施
 - 教育関係者に向けた性感染症に関する情報発信
- (3) 女性のライフステージに合わせた健康づくりを支援する
 - 女性医療相談の実施 ○性差に応じた健康支援 ○望まない妊娠等に関する相談事業

基本目標 8 さまざまな分野における男女共同参画の視点の確保に向けた取り組みの推進

- (1) 男女平等や多様性を尊重する意識をあらゆる年代において醸成する取り組みを推進する
 - 仙台市男女共同参画推進センターにおける講座などの学習・研修事業
 - 男女共同参画に関する出前講座等の実施 ○市民センターや社会学級での講座
 - 市民団体等との協働による男女共同参画推進イベントの実施
- (2) 男女共同参画に関する調査・研究や広報・啓発を推進する
 - 男女共同参画に関する情報発信 ○男女共同参画の視点に配慮した行政広報
 - 男女共同参画に関する各種情報の収集・提供 ○男女共同参画に関する統計情報の公開
- (3) 男女共同参画推進に向けた市民活動の支援の充実を図る
 - 男女共同参画に向けた市民活動を促進するための情報提供や支援
 - 仙台市男女共同参画推進センターにおける活動・交流スペースの提供
 - 市民活動への多様な主体の参加促進
- (4) 多様な主体との協働により男女共同参画を推進する
 - 市民団体等との協働による男女共同参画推進イベントの実施 ○働く女性のネットワークとの協働
 - 若年女性の自立支援事業

6 計画の推進

- (1) 計画の推進体制
 - ・ 庁内の推進体制（仙台市男女共同参画推進本部【本部長：市長】）
 - ・ 仙台市男女共同参画推進審議会
 - ・ 公益財団法人せんだい男女共同参画財団との連携
 - ・ 経済団体、関係団体、関係行政等との連携
 - ・ 推進拠点（仙台市男女共同参画推進センター）
- (2) 計画の評価
 - ・ 主な取り組みや成果目標等を中心に年度毎に評価・確認を行い、推進状況を管理します。
 - ・ 仙台市男女共同参画推進審議会からの意見や評価も明らかにした上で公表します。